

平成18年12月11日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-01-96号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年8月4日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係局がとられた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

- (1) 公文書館職員に対し、行政不服審査法の趣旨、内容についての理解徹底を図るための研修の実施。
- (2) マニュアル「公文書館での不服申立て受付けにおけるチェックポイント」の作成による事務手続きの徹底方針。
- (3) 公文書館が「情報公開請求に関する不服申立て対応マニュアル（仮称）」を作成し、各所属における事務手続きについても徹底を図る方針。
- (4) 不服申立て案件の処理状況把握のための「不服申立て受付簿」の作成。

（参考） 勧告の概要

- ① 行政救済関係法規の公文書館職員への理解徹底。
- ② 日常の業務執行における、案件の処理状況の組織的な把握体制の構築。
- ③ 行政不服審査法第39条第2項が規定する、「書面」による手続きの徹底。